

プランの推進

《概要版》

プランの評価指標と数値目標（主なもの）

酒田市子育て支援行動計画（後期計画）の指標を継承しながら、新たに項目を増やしました。

指標等	計画策定期 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
合計特殊出生率	平成24年：1.36	1.50
保育所の待機児童数	0人	0人
午後7時まで（以降を含む）延長保育を実施している認可保育所数	14箇所	15箇所
休日保育を実施している施設数	未実施	2箇所
学童保育所数	21箇所	22箇所
学童保育所の待機児童数	—	0人
延長保育を実施している学童保育所数	未実施	13箇所
乳幼児とのふれあい体験を通して、子育てにポジティブイメージを持った割合	—	100%
妊娠届出の早期提出（満11週以内）の割合	平成25年度：85%	90%
父子手帳を交付している割合	未実施	95%
マタニティ教室への夫の参加割合	平成25年度：64.4%	70%
乳児家庭への訪問実施割合	平成25年度：96.4%	97.5%
乳幼児健診を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	平成25年度：99.8%	100%
不妊に悩む方への特定不妊治療費助成件数	平成25年度：91件	120件
仕事と生活の調和に取り組む企業（山形いきいき子育て応援企業認定制度認定企業）数	平成27年1月：32社	36社

プランを推進するために

このプランはP D C Aサイクルに基づき進行管理を行います。

子ども・子育て支援推進委員会並びに子ども・子育て会議で、毎年度、プランの進捗状況や施策の実施状況等について点検・評価をし、必要に応じてプランの見直しを行います。

このプランの本編は、酒田市ホームページでご覧いただけます。

●酒田市ホームページアドレス <http://www.city.sakata.lg.jp/>



酒田っ子すくすくプラン《概要版》平成27年3月

酒田市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）

発行：酒田市健康福祉部子育て支援課

〒998-8540 酒田市本町二丁目2-45

電話：0234-22-5111(代表) FAX：0234-23-2258

Mail : kosodate@city.sakata.lg.jp



酒田っ子すくすくプラン

酒田市子ども・子育て支援事業計画

平成27～31年度

つながり・ひろがり・わかちあい
みんなかがやく



酒田市の子ども・子育て支援を進めていくための指針として、子どもの保護者や子育て支援関係者などのみなさんに幅広くご意見をいただきながらつくったプランです。

このプランは、保護者、事業者、子育て支援関係者、地域、行政が、それぞれできることを活かして、みんなでいっしょに、子どもを産み育てやすい環境をつくっていくことを目指しています。

子どもたちのためにつながり、共感し、お互いに得意なことを持ち寄って、地域みんなで子どもたちを育てあう輪を広げていきましょう。



酒田市

酒田市の子ども・子育て支援の「いま」と「これから」

酒田市子育て支援行動計画(後期計画：平成22～26年度)では、様々な主体が協力し、支援を進めてきました

- 子育て支援医療費助成の対象を拡充(通院費：未就学児から小学6年生まで)
- 病児・病後児保育所の開設(あきほ病児・病後児保育所)
- 妊婦健康診査の助成拡大、各種健康診査、家庭訪問の充実
- 休日診療、救急医療体制、周産期施設の機能の拡充
- 子育て支援センター、つどいの広場等の相談機能の充実
- 延長保育や一時預かりを実施する園の拡充(6箇所増加)
- 学童保育所の施設の増設(3箇所)
- 地域の子育て応援団の取組を展開
- ひとり親家庭支援の対象を父子家庭に拡大

社会や生活の状況が変化し、新たな取組が求められています

- 少子化、核家族化が進む中、保護者の孤立感や不安感を軽減するため、地域とのつながりや居場所づくりが求められます。
- 全国的にみても共働き率が高い地域であり、今後も増える見込みです。
- 市内全体では、未就学児の保育需要を受ける環境が整備されています。
- 0～2歳の保育所入園率が、年々増えています。
- 就労形態の多様化により、延長保育の充実など、新たな支援が求められています。
- 乳児期からのしっかりとした愛着形成が子どものよりよい育ちに重要であることが明らかになっています。
- 長時間労働などの働き方の見直しや育児休業の取得など、仕事と生活の調和に向けた事業者との連携が求められます。

このプランで重点的に取り組むべき課題は

- すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる環境整備を進めること
- すべての子育て世帯に必要な支援を届けるための環境整備を進めること
- 子どもを中心に、人と人、人と地域・社会のつながりを広げ、共感し、子育てを支え合う地域づくりを進めること

酒田っ子すくすくプランとは

- [位置づけ] ●「子ども・子育て支援法」に基づく市子ども・子育て支援事業計画
●「次世代育成支援対策推進法」に基づく市行動計画
- [期間] ●平成27年度から平成31年度の5年間
- [対象] ●概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭
●本計画の施策に関する事業者や地域等すべての主体

市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

▶ 基本理念

家庭、地域、社会が全体で、次のことをめざします。

- すべての子どもが大切にされ健やかに成長できるまち
- 子育てに喜びや生きがいを感じられるまち
- 子どもを産み育てやすいまち

▶ 施策を展開するための基本的な視点

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ●子どもの幸せを実現する視点 | ●社会全体による支援の視点 |
| ●未来の社会の担い手育成の視点 | ●仕事と生活の調和の実現の視点 |
| ●すべての子どもと家庭への支援の視点 | ●地域特性の視点 |
| ●保護者に寄り添う視点 | ●支援する側の人材育成の視点 |

▶ 計画の2つの目標

【子どもの姿】 生きる力と豊かな心で たくましく未来をつくる 酒田っ子
【まちの姿】 家庭 地域 社会 みんなで支え育むまち 酒田

▶ 社会全体の役割分担

市

事業計画を策定し、市が主体の取組を進めるほか、市民や事業主などの取組に支援・協力・連携しながら、地域社会全体で取組を推進する環境をつくっていきます。

一般事業者

労働者が男女ともに子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の見直しや、育児休業を取得しやすい環境づくりなど、仕事と生活の両立を図る雇用環境を整備します。

子どもの保護者

地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域の子育て支援に参画し、地域コミュニティの中で子どもを育みます。

子ども・子育て支援関係事業者

施設の地域開放などを通じて、子どもと保護者、地域と施設など、子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担います。

地域

地域の子どもが健やかに成長するよう、思いやりの心をもって見守るとともに、地域の子育て支援活動に積極的に参加します。

酒田つ子すくすくプラン 施策の体系

7つの基本施策の下に、330の具体的な施策を展開します。

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

《施策の方向性1》地域における子育て支援サービスの充実

- (1) 地域子育て支援機能の充実
- (2) 子育て支援ネットワークの強化
- (3) 子育ての負担軽減
- 例) 子育て相談体制の充実、支援団体などの育成、子育てに係る知識や情報の提供など

《施策の方向性2》子ども・子育て支援の充実

- (1) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保
- (2) 施設における子育て支援の充実
- (3) 子ども・子育て支援の質の向上
- 例) 提供規模の適正化、開所時間の延長・休日保育などの検討、障がい児の教育・保育環境の充実、幼保小の連携、職員研修の充実など

《施策の方向性3》子どもと保護者の居場所づくりの推進

- (1) 学童保育の充実
- (2) 地域の育児力の向上
- 例) 学童保育の質の向上、未設置地区への設置検討、放課後子供教室の検討、地域による子育て支援・交流事業の充実など

基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

《施策の方向性1》子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 豊かな心の育成
- (4) 健やかな身体の育成
- (5) 安全・安心な学校環境の充実
- 例) 幼保小指導者研修の充実、指導方法・体制の工夫と改善、体験活動の充実、障がい児への教育支援、いじめなどの相談体制の強化、地域との連携による安全体制の充実、施設の耐震化など

《施策の方向性2》家庭や地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育への支援の充実
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 健全育成指導者の養成
- 例) 乳児期の愛着形成と本に親しむ機会提供、親としての育ちの支援、地域における世代交流の推進、地域活動の人材育成、指導者研修など

《施策の方向性3》子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) 関係機関、団体や地域との連携による有害環境対策の推進
- 例) 非行などの相談体制強化、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、有害情報対策の普及啓発活動など

基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

《施策の方向性1》子育ての喜びを実感できる環境づくり

- (1) 思春期から生命の大切さ子育ての楽しさを伝える活動の充実
- 例) 乳幼児とのふれあいの機会の拡充、子育てへのポジティブイメージの醸成、結婚・出産・子育てを意識したライフプランの設計支援など

《施策の方向性2》若者の生活基盤整備の支援

- (1) 若者への就労支援
- (2) 男女の出会い・交流の場づくりへの支援
- (3) 就学に対する支援
- 例) 地元就職・地元定着に向けた啓発、U・I・Jターン就職の推進、企業誘致、地元企業の育成、結婚サポート・婚活イベントによる男女の出会いの機会創出、就学支援制度の周知など

基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

《施策の方向性1》良好な居住環境の確保

- (1) 子育て世帯に配慮した居住環境の整備
- 例) 住宅建築・改修助成、ひとり親家庭・多子世帯等の公営住宅入居の配慮、空き家の情報共有・利用促進など

《施策の方向性2》安全で安心な生活環境の整備

- (1) 安全な道路環境の整備
- (2) 子育て世帯にやさしい施設環境の整備
- 例) 歩道や公園園路のバリアフリー化、住民の手作りによる公園整備、生垣整備助成による危険ブロック塀の解消、環境美化活動の推進など

《施策の方向性3》交通安全教育の推進

- (1) 成長段階に応じた交通安全教育の推進
- (2) 家庭への交通安全教育の推進
- 例) 交通安全教育の推進、身近な危険箇所の周知など

《施策の方向性4》子どもを犯罪や災害の被害から守るために活動と被害にあった子どもの保護の推進

- (1) 子どもの犯罪被害防止活動と防犯、防災教育の推進
- (2) 被害にあった子どもの保護や支援の充実
- 例) 小中学生の家庭を対象に安全安心メールの配信サービス、いじめ対策協議会の設置、相談体制の充実など

基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

《施策の方向性1》仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 企業等の子育てしやすい職場環境づくりへの支援
- 例) ワーク・ライフ・バランスの学習機会の充実、子育てを応援する事業所への優遇策の周知と利用促進など

《施策の方向性2》男女共同による子育ての促進

- (1) 男女共同参画を推進する学習と意識啓発
- 例) 男女共同参画の推進、男性の家庭生活参加の促進など

基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

《施策の方向性1》安心して妊娠、出産できる体制の整備

- (1) 妊娠・出産を意識した健康管理の推進
- (2) 安心して出産できるための各種施策の実施
- (3) 妊娠、出産、出産後の相談体制の充実
- (4) 子育ての協力体制の充実
- (5) 男性の育児参加の推進
- (6) 外国籍をもつ保護者などへの支援の充実
- 例) 不妊治療・各種健診などへの助成、妊娠婦・乳児訪問、妊娠適齢期の知識の普及、マタニティ教室、父子手帳の交付、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援など

《施策の方向性2》親子の健康の増進

- (1) 子どもの成長に合わせた支援体制の充実
- (2) 安心して子育てができる体制の整備
- (3) 家庭での生活習慣の確立
- 例) 乳幼児健診、家庭・園訪問、療育支援の充実、予防接種助成、休日診療所・小児救急の充実、生活習慣の改善促進など

《施策の方向性3》食育の推進

- (1) 家庭と保健、教育、福祉等との連携による食育の推進
- 例) 家族と一緒に朝食を食べるなどの家族団らんの推進、郷土料理を取り入れた献立づくりや給食における地産地消の促進など

基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細かに支える環境づくり

《施策の方向性1》児童虐待防止対策の充実

- (1) 関係機関の連携による児童虐待防止対策の充実
- 例) 通報先の周知、関係機関が連携し早期発見、適切な保護とフォローなど

《施策の方向性2》障がい児施策の充実

- (1) 早期発見・早期療育支援体制の充実
- (2) 発達障がいに関する支援と連携強化
- (3) 障がい児支援サービスの充実
- (4) 特別支援教育の充実
- 例) 早期発見・早期支援を図る体制整備、はまなし学園や特別支援学校をはじめ、幼稚園、保育園、認定こども園などの受け入れ体制の充実など

《施策の方向性3》子どもの貧困対策の推進

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者の就労支援
- (4) 経済的支援
- 例) 保育園や学童保育所などの優先入所、就学援助、保護者の就労支援、子どもの学習支援の検討、必要な支援につなぐための連携強化など

《施策の方向性4》ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭等に対する支援の充実
- (2) ひとり親家庭等の社会参加の支援
- 例) 母子自立支援員等による相談業務の充実、保護者の就労支援、父子世帯への支援拡充など

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援の充実

平成27年度から始まる新制度では、市は幼児期の学校教育・保育と地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査から算出した今後の必要量の見込みと対応できる量を把握し、計画的に提供体制の整備を進めます。

また、社会構造の変化などによる保護者の新たなニーズにも対応するため、新たな事業やすでに取り組んでいる事業の内容も含めて、支援のあり方を検討し、子育てしやすい環境の整備を進めていきます。

幼児期の学校教育【提供施設・事業：幼稚園、認定こども園】

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。

- 幼稚園については、従来の私学助成制度により運営を行う施設もあります。計画期間中に、新制度への移行が進むことが見込まれます。
- 今後も既存の施設で対応可能な利用数の見込みとなっています。

幼児期の学校教育	平成27年度	平成31年度
利 用 者 数 の 見 込 み	821	746
提 供 可 能 な 量 (新 制 度)	20	825
提 供 可 能 な 量 (私 学 助 成)	805	0



保育【提供施設・事業：保育園、認定こども園、地域型保育事業】

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって子どもを養護し、教育を行います。

- 現在、待機児童はありませんが、今後も、既存の保育施設で対応可能な利用者数の見込みとなっています。
- 0～2歳の保育利用率が増えており、通園に係る子どもへの負担にも配慮するため、事業所内保育所での一定程度の地域利用枠の設定について、検討します。
- 在宅での保育が必要な家庭の需要を把握捉えながら、新たな事業形態の実施について検討していきます。

保 育	平成27年度			平成31年度		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
利 用 者 数 の 見 込 み	367	902	1,435	334	803	1,304
提 供 可 能 な 量	367	902	1,427	367	902	1,427

※提供可能な量は施設定員をもとに算定しています。

※量の見込み、提供量の詳細については計画本編に記載しています。

子どものよりよい育ちに向けて

- 幼児期の早い段階から専門性の高い学校教育・保育を受けられる環境を整備します。
- 保育の必要性にかかわらず利用できる、認定こども園の普及を検討します。
- 幼児期の学校教育・保育施設の職員研修や配置の充実に支援し、教育・保育の質の向上に取り組みます。
- 子どもの発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携し、相互理解や課題を共有し、小学校以降の生活になじみやすい環境を整備します。
- 乳児期の愛着形成の充実を図るため、家庭教育支援や就労環境の改善に取り組みます。

地域子ども・子育て支援事業

《新たに取り組むもの》

▶利用者支援事業【H31年度までに1箇所で実施】

子どもや保護者を必要な子ども・子育て支援につなげるため、身近な場所で、情報提供や相談を行い、必要に応じて施設などと連絡調整を行うものです。

▶実費徴収に係る補足給付を行う事業【国や県の動向を踏まえながら、実施を検討】

保育園、幼稚園、認定こども園などに支払う文具その他の教育・保育に必要な物品を購入する費用、行事への参加費用を助成します。

現在も取り組んでいる事業も、内容の充実を図ります

地域子育て支援拠点施設

- 相談員を増やし、より相談しやすい施設へ
- 地域への訪問事業の展開
- 施設がない地域にも出張

放課後児童健全育成事業(学童保育)

- 開所時間の延長を計画的に推進
- 適切に健全育成を図るために支援の単位を概ね40人に
- 放課後子供教室の検討

病児・病後児保育

- ニーズの高まりや庄内北部での相互利用などの動向を踏まえ、定員の見直しや施設の整備を検討

一時預かり

- 保護者ニーズに合わせ実施
- 休日の一時預かりについても検討

養育支援訪問

- 家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るために関係機関の連携強化

妊婦健康診査

- 助成による定期健診を促進
- 妊婦の疾病などの早期発見、早期治療、母子の安全安心な出産を図ります

乳児家庭全戸訪問

- 乳児と保護者の状況を把握し、必要な支援に早期につなぎます

ファミリー・サポート・センター

- 施設と習い事などの送迎を伴う預かりなど、会員同士のニーズに対応した支え合いを実施

延長保育

- 就労形態の多様化に対応するため、午後7時以降の保育も検討

子育て短期支援事業

- ひとり親家庭の増加、就業形態の多様化などに伴うニーズに対応

子ども守るための地域ネットワーク強化

- 児童虐待など要保護児童の早期発見、保護のため、関係機関が連携により対応